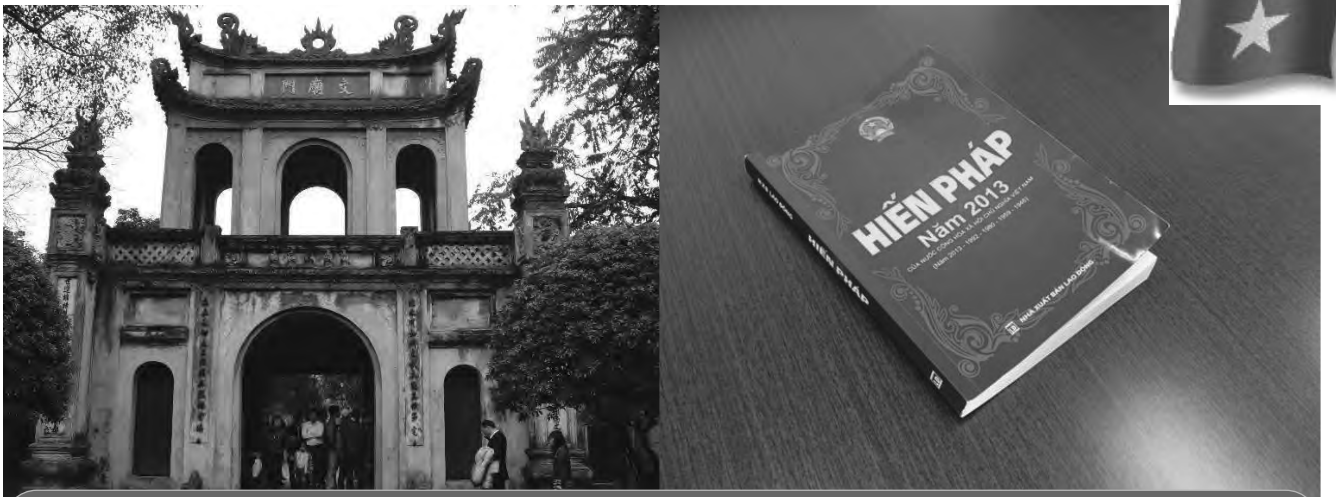


主催：多文化共生研究所 協賛：愛知県立大学教職員組合
協力：地域連携センター

第2回 ランチセミナー



「ベトナム憲法をめぐる最近の動向」

鮎京正訓 (愛知県立大学法人理事長)

ベトナムは、かつてはフランスの植民地でした。第二次大戦後に独立国家となりますが、その後もフランスやアメリカとの戦争の時代を経て、今日では、社会主義を堅持しながらも、新しい時代に適合する憲法体制を目指しています。

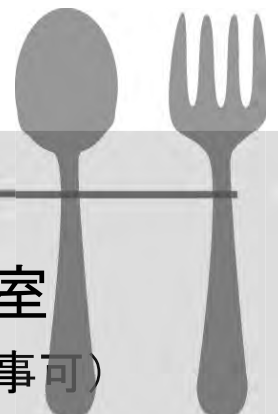
報告では、最新の現行憲法である2013年憲法を紹介しながら、とくにベトナムの人権をめぐる規定に注目して、ベトナムの現在を語ってみます。

お弁当を食べながら、参加してみませんか？

お気軽にお越しください。

日時

2016年7月14日(木)H棟004教室
12:05~12:45(30分前から開場、食事可)



愛知県立大学多文化共生研究所ランチセミナー(第2回)
ベトナム憲法をめぐる最近の動向

愛知県公立大学法人理事長
鮎京正訓

以下は2016年7月14日のランチセミナーでの報告の際、レジュメとして提出したものである。

1. ベトナム2013年憲法の成立過程をめぐって

(1) 2012年12月6日の第一次草案

第2章に「人権、市民の基本的権利及び義務」を置くという形で、本章を「昇格」させた。

(なお、1992年憲法では第5章「市民の基本的権利及び義務」)

(2) 2013年7月26日の第二次草案も「同上」

(3) 2013年1月23日の「グループ(嘆願、憲章)72」の憲法草案

第1条「ベトナムは、民主共和国である」

第2条「ベトナムの主権は、人民に帰属する」

第2章「人権、市民の基本的権利及び義務」の第12条「ベトナム民主共和国において、1948年の世界人権宣言並びにベトナムが批准したその他の人権に関する国際条約の各条文に規定された人権は、尊重され、保護される。」

第5章「司法」の第69条「憲法裁判所」の創設

第70条 憲法裁判官15名を国会が選出する。任期は9年。

(4) 2013年11月28日の新憲法

第一次草案及び第二次草案にあった「憲法評議会」の章を全て削除した。

2. 2013年憲法の構造と人権規定

(ベトナム憲法資料につき、以下の文献等を参照した。Hien Phap nam2013 ,Nha xuat ban Lao Dong,2014.)

(1) 第2条

「1. ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。

2. ベトナム社会主義共和国は、人民が主人となる。すべての国家権力は人民に帰属し、その基盤は、労働者階級と農民階級および知識人隊伍の連合である。

3. 国家権力は統一的であり、立法権、行政権、司法権の実行において、国家の各機関のあいだで分業、協同、点検される。」

(2) 第3条

「国家は人民の主人権を保障し、発揮させ、人権と市民の権利を公認し、尊重し、保護し、保障し、富民、強国、民主、公平、文明、すべての人が満ち足りて、自由、幸福な生活を送り、全面的な発展の条件を備えた生活を送るという目標を実現する。」

(3) 第4条

「1. ベトナム共産党は、労働者階級の先鋒隊であり、同時に勤労人民とベトナム民族の先鋒隊であり、労働者階級と勤労人民、およびすべての民族の利益を忠実に代表し、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を思想的基盤とする国家と社会の指導勢力である。

2. ベトナム共産党は、人民と密接な関係を持ち、人民に奉仕し、人民の監視を受け、自らの決定に関して人民に対する責任を負う。

3. ベトナム共産党の各組織と党員は、憲法と法律の枠内で活動する。」

(4) 第8条

「1. 国家は、憲法と法律に従って組織され、活動し、憲法と法律に従って社会を管理するとともに、民主集中原則を実行する。

2. 国家の各機関、幹部、公務員、職員は、人民を尊重し、人民への奉仕に尽力し、人民と緊密に連携し、人民の意見を聞くとともに、その監視を受けなければならないし、汚職、浪費および官僚的で、尊大な、驕り高ぶる態度には断固として闘う。」

※1992年（2001年改正）憲法にあった「社会主義的適法性」を削除。

(5) 第2章「人権、市民の基本的権利及び義務」

第14条

「1. ベトナム社会主義共和国では、人権ならびに政治的、市民的、経済的、文化的、社会的な市民の権利は、憲法と法律に従って公認、尊重、保護、保障される。

2. 人権、市民の権利は、国防、国家の安全保障、秩序、社会的安全、社会的道徳、共同体の健康を理由として必要な場合においてのみ、法律の規定に従って制限されることができる。」

第15条

「1. 市民の権利は市民の義務と不可分である。

2. すべての人は、他人の権利を尊重する義務を負う。

3. 市民は、国家と社会に対する義務を実行する責任を有する。

4. 人権、市民の権利の実行は、国家民族の利益、ならびに他人の合法的な権利と利益を侵害することはできない。」

3. 2013年新憲法の特徴

(1) 1992年憲法を基本的に継承している。しかし、条文を整序し、条文数を縮小。

(2) それにもかかわらず、何故、「新憲法」として制定したか。「目玉」としての「人権、市民の権利」の章の位置づけを前面に出した。ASEAN共同体創設という時代状況に合わせようとした。「法の支配」「良き統治」の確立にかかわり、憲法裁判所又は憲法評議会を創設し、「国のかたち」を少しは、モデルチェンジしようとした。しかし、モデルチェンジに失敗した。

(3) 人権に関する広範な制約、制限規定の存在、他人の権利を尊重する義務の規定などを設け、「人権」という用語は、一層お題目だけになってしまった。